

【防犯情報】注意喚起：クレジットカード詐欺について

【ポイント】

- 在フランクフルト日本国総領事館によると、9月28日、フランクフルト中央駅構内において、邦人が被害者となるクレジットカード詐欺事件が発生したことから注意喚起が出されています。
- 同様のクレジットカード詐欺は、過去数年にわたりスイス（チューリッヒ空港等）でも年間数件発生しています。特に、今回は鉄道駅で発生していることから、空港に限らず人の往来の多い駅等でも十分にご注意ください。

【本文】

（参考：以下は、在フランクフルト日本国総領事館から配信された領事メールの一部引用です）

1 フランクフルト中央駅構内における邦人を狙ったクレジットカード詐欺

（1）9月28日、フランクフルト中央駅構内において、邦人が見知らぬ男性（アフリカ系と思われる）に英語で声を掛けられ、「ロンドンまでの航空券を買いたいが、自分のクレジットカードをサトウという日本人に預けているため、サトウさんに電話をかけてほしい。」と懇願された。

同男性はとにかく急いでいる感じであり、「クレジットカードは持っていないが現金はある。」と言い、100ユーロ紙幣を渡そうとした（邦人は受領を拒否）。

（2）邦人は、同男性の案内で駅構内の公衆電話に自分のクレジットカードを挿入したところ、同男性から暗証番号を入力するよう求められたため、その指示に従い4桁の暗証番号を入力した（番号はディスプレイに表示され、同男性が脇から覗いていた）。

その後、同男性が「電話が作動しない。このカードは使えないようだ。ちょっと確認してくるのでここで待っていて欲しい。」と言い、カバンをその場に残したまま同所を立ち去った。

（3）数分後、同男性は戻り、クレジットカードを邦人に返却し、「このカードは使えないようだ。他のカードで試して欲しい。」と依頼してきた。

邦人は、財布から別のクレジットカードを取り出し公衆電話に挿入し暗証番号を入力した（番号がディスプレイに表示され、同男性が脇から覗き見している状況）。

同男性が「電話が作動しない。このカードが使えるかどうか確認して来る。」と言い、再びカバンを残したまま立ち去った。

数分後に同男性が戻り、邦人にクレジットカードを返却した。

（4）この後、駅構内の公衆電話機が設置されている場所を転々とし、邦人は長い時間連れ回されていることに疑問を感じ同男性と別れた。

（5）翌日、クレジットカード会社からクレジットカードが不正利用された可能性があるとの連絡があり、利用状況を確認したところ、同男性に一時的に手渡したクレジットカードに身に覚えの無いキャッシング履歴があり、不正利用の被害を受けたことが判明した。

2 犯人の特徴

（1）アフリカ系と思われる肌の黒い男性、身長180cm以上、年齢不詳、大柄でがっちりした体型、終始英語を話す（ドイツ語を一切話そうとしない）。

(2) 「知人にサトウという日本人がいる」、「奈良や仙台に住んだことがある」、「(日系航空会社の) 航空券を購入したい」と言うなど、日本への親近感を持っていることをアピールする。

(3) 公衆電話機のディスプレイを操作する際、フランス語設定に切り替えている(母国語はフランス語の可能性有)。

3 対策

(1) 見知らぬ人から声を掛けられても容易に信用しない。少しでも不審に感じた場合にはすぐにその場を立ち去る。

(2) クレジットカードやキャッシュカードを見知らぬ人に渡さない。人通りの多い場所では安易に財布を取り出さない。

(3) ATM を操作する際には、周囲に不審な人がいないか警戒を怠らない。特に、パスワードを脇から覗き見られないよう注意して操作する。

(4) 万が一クレジットカードやキャッシュカードの不正利用に気付いた場合は、直ちにカード会社に通報し機能停止手続を依頼するとともに最寄りの警察に被害を届け出る。

※在スイス日本国大使館から

・スイス(チューリッヒ空港)の例では、日本人知人の名前を「タナカ」と言うケースが多く、いずれも日本人の名字で数が非常に多い名字です。

・何故カードを一瞬でも相手に渡してしまうのか、と疑問に思いますが、犯人は巧みに近づき、次々と話しかけこちらに考える隙を与えません。

このため、ある程度語学が出来る人であれば、相手のペース(とにかく急いでいる様子)に引き込まれてしまい、落ち着いて考えればおかしいことに気付くはずであるのにとりあえずカードを渡してしまう、ということが現実的に起こってしまいます。

・同様のクレジットカード詐欺は、チューリッヒだけではなく、フランクフルト、ミュンヘン、ミラノでも発生しており、手口が非常に酷似しています。

同一人物又は同一グループの犯行が考えられ、また、邦人をターゲットにしていることが明らかです。

・スイス国内の国際空港だけではなく、人の往来の多い比較的規模の大きな駅などにおいても同様の被害に遭わないよう十分にご注意ください。

(連絡先)

○在スイス日本国大使館 領事班

電話 : 031 300 2222

Fax : 031 300 2256

メール : consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ : https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ジュネーブ領事事務所

(ジュネーブ州、ヴォー州、ヴァレー州及びティチーノ州にお住まいの方)

電話 : 022 716 9900

Fax : 022 716 9901

メール : consulate@br.mofa.go.jp

ホームページ : https://www.geneve.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(メール配信停止手続き)

○在留届を提出されている方がスイス又はリヒテンシュタインから転出する場合又は既に転出された場合

帰国・転出届

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○メールマガジン解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>